

Ver. 1.5

農地中間管理事業事務手続きマニュアル
様式集

令和8年1月28日

公益財団法人沖縄県農業振興公社

様式

ページ

1	促進計画 出し手各筆明細・共通事項	出	1~3
2	促進計画 受け手各筆明細・共通事項（個人）	受	4~6
2	促進計画 受け手各筆明細・共通事項（法人）	受	7~9
3	受け手経営状況（個人）	受	10
4	受け手経営状況（法人）	受	11~12
5	促進計画 権利移転各筆明細・共通事項	権利移転	13~15
6	権利の移転申出書兼同意書	権利移転	16~17
7	借入審査表	出	18
8	農地中間管理事業審査会 農用地利用集積等促進計画による貸付案件一覧	受	19
9	農地の貸借契約締結のお知らせについて	出受	20
10	農用地利用集積等促進計画（案）の取り下げについて	市町村	21
11	農地中間管理事業に係る借入農地について（通知）	機構	22
12	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の提出について	市町村	23~24
13	令和〇年度農地中間管理事業にかかる農用地利用集積等促進計画（案）の作成及び作成に係る農業委員会の意見聴取について（依頼）	機構	25
14	賃借料振込依頼書	出	26
15	賃借料支払い計画	受	27
16	農地の賃借にかかる事前確認について	受	28
17	預金口座振替依頼書 自動払込利用申込書	受	29
18-1	口座登録申出書（出し手）	出	30
18-2	口座登録申出書（出し手）（委任する場合）	出	31
19	沖縄県農地中間管理機構からの重要なお知らせ（農地所有者様向け）	出	32~33
20	沖縄県農地中間管理機構からの重要なお知らせ（農地借受者様向け）	受	34~35
21-1	農地貸借契約期間満了のお知らせ	出受	36~37
21-2	契約満了リスト	出受	38~39
22	農用地等貸借契約解約申出書	出受	40
23	農用地等の賃貸借契約の合意解約書	出受	41
24	農地法第18条第6項の規定による通知書	出受	42
25	農地中間管理事業審査会解約案件一覧	出受	43
26	農用地等の賃貸借契約の合意解約成立について	出受	44
27-1	代表者選任同意書兼委任状	出	45
27-2	農用地等の賃借権相続人（代表者）選任同意書兼委任状	受	46
28	貸借内容変更申出書	出受	47~48
29-1	農用地等利用者死亡届・農地賃借料支払届（営農継承）	受	49
29-2	農用地等利用者死亡届・農地賃借料支払届（解約）	受	50
29-3	農用地等利用者死亡届（使用貸借）	受	51
30-1	債務確認書	受	52
30-2	債務確認書及び連帯保証人確約書	受	53~54
31-1	機構関連事業について（出し手）	出	55

31-2	機構関連事業について（受け手）	受	56
32	遊休農地解消確約書	受	57
33	土地附属物に関する確認書	出受	58~59
34-1	農用地等の利用状況報告書	受	60
34-2	農地中間管理事業に係る農用地等の利用状況報告書の提出について（受け手）	受	61
34-3	農地中間管理事業に係る農用地等の利用状況報告書の提出について（市町村）	市町村	62
34-4	農地中間管理事業に係る農用地等の適正利用について	農委	63
35	地域計画の変更予定証明書	市町村	64
36	農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等	市町村	65

参考様式

参考 1	農地利用集積等促進計画（案）に係る意見決定について（依頼）	市町村	66
参考 2	農地利用集積等促進計画（案）に係る意見決定について（回答）	農委	67
参考 3	貸付希望農用地等の沖縄県農地中間管理機構（沖縄県農業振興公社）への登録 申出書	出	68~69
参考 4	地域外借受希望者情報収集様式	受	70
参考 5	被相続人 相続関係図	出	71
参考 6	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第三号ロに基づく業務執行 役員等について	受	72
参考 7	代表者選任同意書兼委任状（契約更新の場合の記載例）	出	73

様式

農用地利用集積等促進計画

様式 1

農地中間管理権の設定関係

1 各筆明細(出し手)

地域計画: 地域名:

整理番号	農地中間管理機構(甲)		(氏名又は名称) 公益財団法人沖繩県農業振興公社 理事長		(所在地) 南風原町字本部453番地3									
	農地中間管理権の設定をする者(乙)		(氏名又は名称)		(住所)									
農地中間管理権の設定をする土地 市町村名()			(甲)に設定する農地中間管理権											
(A)			(B)		(C)									
大字	所 在 字 地 番	現況 地目	面積 ㎡	権利の 種類	内 容 〔土地の 利用目的〕	始 期 年月日	終 期 年月日	存続期間	借 賃		住所	氏名又は 名称	権原の 種類	備考
									(円/㎡)	(円/年)				
1														
2														
3														
4														
5														
合 計														
この計画に同意する。														
農地中間管理機構(甲)			氏名		公益財団法人沖繩県農業振興公社			農地中間管理権の設定をする者(乙)		氏名		印		
所在地(同上)			理事長					住所(同上)		署名		印		

(13)契約の解除 ア 甲は、甲の有する農地中間管理権に係る当該土地が、農地中間管理権の取得後又は転借人への貸付けの終了後6か月を経過してもなお当該土地の貸付けを行うことができる見込みがないと認められる場合（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」という。）第20条第1号）、又は災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となった場合は（機構法第20条第2号）、県知事の承認を受けて、農地中間管理権に係る契約の解除をするものとする。

イ 当該転借人が契約途中で農地中間管理権に係る契約を解除した場合は、残存期間の有無に係わらず、この農地中間管理権に係る契約の解除を申し入れることができる。

ウ 解除にあたっては、甲及び乙で協議のうえ、乙が管理費を負担するなど、乙が解除を希望せず、甲にとっても財政的な負担がない場合には、解除しないことも含めて検討するものとする。

(14)土地の境界等 当該土地の隣接する土地所有者等と境界の確認等のトラブルが発生した際には、乙及び転借人が協議のうえ、双方で責任を持って解決するものとする。

(15)農地中間管理権に関する事項の変更の禁止 甲及び乙は、本計画の定めるところにより設定される農地中間管理権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び県が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(16)農地中間管理権取得者の責務 甲は転借人に対し、本計画の定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう農業委員会等と連携し指導するものとする。

(17)農地中間管理権関連土地改良事業について 甲及び乙との間で、15年以上の貸借期間を設定した農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(18)その他 本計画におけるその他の特約事項は、別表3に定めるとおりとする。
なお、本計画に定めのない事項及び本計画に関し疑義が生じたときは、民法の規定に従い、甲、乙及び県が協議して定める。

別表1 修繕費又は改良費の負担に係る特約事項

修繕費又は改良の工事名	甲及び乙並びに転借人の費用に関する 支払い区分の内容	甲及び転借人の支払額について 甲の償還すべき額及び方法	備考

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備考
特別賦課金		
経常賦課金		
維持管理費		

別表3 その他特約事項

--

農用地利用集積等促進計画

様式 2
(個人)

賃借権又は使用貸借による権利の設定関係

1. 各筆明細(受け手)

地域計画: 地域名: 農地中間管理機構(甲)

整理番号	(氏名又は名称)	公益財団法人沖縄県農業振興公社 理事長	(所在地)	南風原町字本部453番地3
	(氏名又は名称)	権利の設定を受ける者(乙)	(住所)	

市町村名()					(乙)に設定する権利(B)					備考			
大字	字	地番	現況 地目	面積 (㎡)	貸付先決定 区分	権利 の種類	内容 <small>(土地の利用目的)</small>	始期 年月日	終期 年月日		存続期間	借賃	
										(円/㎡)		(円/年)	借賃の 支払方法
1													
2													
3													
4													
5													
合計													

賃借料の支払い期日：毎年2月末日までに当該年度分賃借料を支払うこととする。ただし、貸付始期が1月1日以降となる場合、契約初年度の賃借料支払い期日は3月末日までとする。

この計画に同意する。

農地中間管理機構(甲) 氏名 公益財団法人沖縄県農業振興公社 理事長

権利の設定を受ける者(乙) 住所(同上)

氏名 (署名)

印

印

※貸付先決定区分【事業規程第6条第1項及び2項】

1	地域計画に位置づけられた者への貸付である。
2	地域計画に位置づけることが確実だと見込まれる者への貸付である。
3	不測の事態による地域計画で定めた代替者への貸付である。
4	地域計画に位置づけられた者への貸し付けの間、農業委員会等が認められた者への一時的な貸付である。
5	農業委員会の要請又は農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規程による貸付である。

2. 共通事項

(1)賃借権又は使用貸借による権利の設定

1の各筆明細に定める記載された土地(以下「当該土地」という。)の賃借権又は使用貸借による権利は、本計画の公告により生じる。

(2)賃貸借又は使用貸借の解除

1の各筆明細に定める公益財団法人沖縄県農業振興公社(以下「甲」という。)による権利の設定は、権利の設定を受ける者(以下「乙」という。)が当該権利の設定を受けた農用地等について次のいずれかに該当するときは、甲は当該土地に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

- ア 当該土地を適正に利用していないと認められるとき(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「機構法」という。))第21条第2項第1号)。
- イ 正当な理由がなく、機構法第21条第1項の規定による報告をしないとき(機構法第21条第2項第3号)。
- ウ 農地法第6条の2第2項の規定による通知を受けたとき。
- エ 正当な理由がなく賃料を支払わないとき、その他信義に反した行為を行ったとき。

(3)借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、甲及び乙が協議の上、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(4)借賃の増額又は減額

ア 本計画に同意した後は、原則として借賃の改定は行わない。ただし、同意した後、当該借賃に係る当該土地が存する地域における整備状況等が同程度の農用地等の賃料水準と比較し著しく差異が生じた場合には、農業委員会には、農業委員会の提供する借賃等の動向等の情報等を動向等として、甲及び乙が協議して定める額に変更することができるものとし、必要に応じて市町村又は農業委員会の意見を聴くものとする。

イ 甲及び乙は、農地法(昭和27年法律第229号)第20条又は民法(明治29年法律第89号)第609条の規定に基づき借賃の額の増減を請求することができる。この場合において、借賃を改定するに当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向等を動向等として、甲、乙及び土地所有者が協議して定めるものとする。

ウ 当該土地の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合で、乙の責めに帰することができない事由によるときは、賃料はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額される。なお、賃料の減額の時期及び減額の割合については、作物の作付・収穫の状況を踏まえて甲、乙及び土地所有者が協議して定めるものとする。

(5)転賃又は譲渡

乙は、本計画により権利の設定を受けた当該土地について転賃し、又は設定を受けた権利を譲渡してはならない。

(6)遅延損害金

ア 乙は、1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、甲に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年10.95パーセントの割合で計算して得た額とする。

(7)修繕及び改良

ア 土地所有者は、甲及び乙の責めに帰することができない事由により生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、乙の自助努力により被害の未然防止又は軽減が可能であった場合等についてはこの限りではない。

イ 緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で土地所有者の同意を得たときは、甲又は乙が修繕することができる。この場合において、甲又は乙が修繕の費用を支出したときは、土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。

ウ 甲又は乙は、土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には土地所有者の同意を要しない。

エ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法(昭和24年法律第195号)等の法令に従う。

(8)附属物の設置等

ア 乙が当該土地に永年作物及びハウス等の構築物(以下「附属物」という。)を設置を行うおとるとき、乙は事前に土地所有者と協議し、その附属物の設置について土地所有者の同意を得た後に設置するものとする。また、乙は土地所有者と附属物の取り扱いについての確認書をかわし、その写しを甲に提出するものとする。さらに、附属物の設置が完了したとき、甲に対してその旨を通知しなければならない。

イ 乙は、当該土地に設置した附属物を収去する義務を土地所有者に対して直接負う。収去に要した経費は乙が負担し、甲は収去の義務を負わない。

ウ イの規定にかかわらず、土地所有者が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、甲及び乙は現状引き渡しのうえ、収去の義務を負わないものとする。

(9)租税公課等の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、当該土地の所有者が負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等の負担については、乙と土地所有者の協議の上、別表2に定めることとし、これを甲は負担しない。

(10)当該農用地等の返還

ア 乙は、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、(8)のウの規定による同意のほか、土地所有者の同意があるものを除き、その終了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する(トラクター等を用いて収穫残渣及び雑草等を除去した状態を基本とする)。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、当該土地の改良のために支出した有益費については、その返還時に甲及び当該土地の所有者に請求をしないものとする。

ウ 乙は、法令による権利の行使である場合を除き、当該土地の返還に際し、名目のいかなる間わず返還の代償を甲に請求してはならない。

(11)賃借権又は使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止

(12)権利取得者の責務

(13)農地中間管理機構関連土地改良事業について

(14)賃借権又は使用貸借契約の更新

(15)土地の境界等

(16)抵当権等

(17)その他

甲及び乙は、本計画に定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

ア 乙は、本計画の定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用しなければならぬ。

イ 乙は、機構法第21条第1項の規定により、権利の設定を受けた当該土地の利用の状況について、甲から報告を求められた場合は、遅滞なくこれを報告しなければならない。ただし、正当な理由により報告できないことが認められた場合は、この限りではない。

甲が農地中間管理権を15年以上有している農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

存続期間(終期)をもって賃貸借又は使用貸借契約を終了とし、自動更新及び法定更新はできない。

当該土地の隣接する土地所有者等と境界の確認等のトラブルが発生した際には、乙及び土地所有者が協議のうえ、双方で責任を持って解決するものとする。

ア 当該土地に抵当権等が設定されている場合、乙はその旨を承諾し、抵当権等の権利が行使された場合は、権利者及び甲の指示(解約、農地の明け渡し等)に従うものとする。

イ 当該権利の行使に伴い乙が損害を受けた場合も、乙はその損害の賠償を甲に請求しないものとする。

本計画におけるその他の特約事項は、別表3に定めるとおりとする。
なお、本計画に定めのない事項及び本計画に関し疑義が生じたときは、民法の規定に従いつつ、甲、乙及び県が協議して定める。

別表1 修繕費又は改良費の負担に係る特約事項

修繕費又は改良の工事名	甲及び乙並びに土地所有者の費用に関する支払い区分の内容	甲及び乙の支払額について土地所有者の償還すべき額及び方法	備考

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備考
特別賦課金 経常賦課金 維持管理費		

別表3 その他特約事項

--

農用地利用集積等促進計画

賃借権又は使用貸借による権利の設定関係

1. 各筆明細(受け手)

地域計画: 地域名: 農地中間管理機構(甲)

整理番号	(氏名又は名称)	公益財団法人沖繩県農業振興公社 理事長	(所在地)	南風原町字本部453番地3
	(氏名又は名称)		(所在地)	

権利の設定をする土地(A)				(乙)に設定する権利(B)				備考						
市町村名()														
大字	所在		現況 地目	面積 (㎡)	賃付先決定 区分	権利 の種類	内容 【土地の利用目的】	始期 年月日	終期 年月日	存続期間	借 賃		借賃の 支払方法	
	字	地 番									(円/㎡)	(円/年)		
1														
2														
3														
4														
5														
合 計														

賃借料の支払い期日: 毎年2月末日までに当該年度分賃借料を支払うこととする。ただし、貸付始期が1月1日以降となる場合、契約初年度の賃借料支払いは3月末日までとする。

この計画に同意する。		【添付書類の一部省略】	
農地中間管理機構(甲)	所在地(同上)	氏名	公益財団法人沖繩県農業振興公社 理事長
印		印	
権利の設定を受ける者(乙)	所在地(同上)	氏名	
印		印	
		認可年月日	計画No.
		認可年月日	計画No.

※賃付先決定区分(事業規程第6条第1項及び2項)

- 1 地域計画に位置づけられた者への貸付である。
- 2 地域計画に位置づけられることが確実に見込まれる者への貸付である。
- 3 不測の事態による地域計画で定めた代替者への貸付である。
- 4 地域計画に位置づけられた者への貸し付けのまでの一時的な貸付である。
- 5 農業委員会の要請又は農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規程による貸付である。

2. 共通事項

(1) 賃借権又は使用貸借による権利の設定

1の各筆明細に定める記載された土地(以下「当該土地」という。)の賃借権又は使用貸借による権利は、本計画の公告により生じる。

(2) 賃借権又は使用貸借の解除

1の各筆明細に定める公益財団法人沖繩県農業振興公社(以下「甲」という。)による権利の設定は、権利の設定を受ける者(以下「乙」という。)が当該権利の設定を受けた農用地等について次のいずれかに該当するときは、甲は当該土地に係る賃借権又は使用貸借を解除することができる。

ア 当該土地を適正に利用していないと認められないとき(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「機構法」という。)第21条第2項第1号)。

イ 正当な理由がなく、機構法第21条第1項の規定による報告をしないうとき(機構法第21条第2項第3号)。

ウ 農地法第6条の2第2項の規定による通知を受けたとき。

エ 正当な理由がなく賃料を支払わないとき、その他信義に反した行為を行ったとき。

(3) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、甲及び乙が協議の上、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(4) 借賃の増額又は減額

ア 本計画に同意した後は、原則として借賃の改定は行わない。ただし、同意した後、当該借賃に係る当該土地が存する地域における整備状況等が同程度の農用地等の賃料水準と比較して著しく差異が生じた場合には、農業委員会又は農業委員会の意見を聴くものとする。

イ 甲及び乙は、農地法(昭和27年法律第229号)第20条又は民法(明治29年法律第89号)第609条の規定に基づき借賃の額の増減を請求することができる。この場合において、借賃を改定するに当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向等を勘案し、甲、乙及び土地所有者が協議して定めるものとする。

ウ 当該土地の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなつた場合で、乙の責めに帰することができない事由によるときは、賃料はその使用及び収益をすることができなくなつた部分の割合に応じて減額される。なお、賃料の減額の時期及び減額の割合については、作物の作付・収穫の状況を踏まえて甲、乙及び土地所有者が協議して定めるものとする。

(5) 転賃又は譲渡

乙は、本計画により権利の設定を受けた当該土地について転賃し、又は設定を受けた権利を譲渡してはならない。

(6) 遅延損害金

ア 乙は、1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、甲に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年10.95パーセントの割合で計算して得た額とする。

(7) 修繕及び改良

ア 土地所有者は、甲及び乙の責めに帰することができない事由により生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、乙の自助努力により被害の未然防止又は軽減が可能であつた場合等についてはこの限りではない。

イ 緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で土地所有者の同意を得たときは、甲又は乙が修繕することができる。この場合において、甲又は乙が修繕の費用を支払ったときは、土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。

ウ 甲又は乙は、土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には土地所有者の同意を要しない。

エ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法(昭和24年法律第198号)等の法令に従う。

(8) 附属物の設置等

ア 乙が当該土地に永年作物及びハウス等の構築物(以下「附属物」という。)を設置を行うおとるとき、乙は事前に土地所有者と協議し、その附属物の設置について土地所有者の同意を得た後に設置するものとする。また、乙は土地所有者と附属物の取り扱いについての確認書をかわし、その写しを甲に提出するものとする。さらに、附属物の設置が完了したとき、甲に対してその旨を通知しなければならない。

イ 乙は、当該土地に設置した附属物を取去する義務を土地所有者に対して直接負う。取去に要した経費は乙が負担し、甲は取去の義務を負わない。

ウ イの規定にかかわらず、土地所有者が附属物を取去しないことに同意しているときに限り、甲及び乙は現状引き渡しの上、取去の義務を負わないものとする。

(9) 租税公課等の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、当該土地の所有者が負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等の負担については、乙と土地所有者の協議の上、別表2に定めることとし、これを甲は負担しない。

(10) 当該農用地等の返還

ア 乙は、賃借権又は使用貸借が終了したときは、(8)のウの規定による同意のほか、土地所有者の同意があるものを除き、その終了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する(トラクター等を用いて収穫残渣及び雑草等を除去した状態を基本とする)。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によつて生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、当該土地の改良のために支出した有益費については、その返還時に甲及び当該土地の所有者に請求をしないものとする。

ウ 乙は、法令による権利の行使である場合を除き、当該土地の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を甲に請求してはならない。

(11)賃借権又は使用
賃借による権利に
関する事項の変更
の禁止

(12)権利取得者の責
務

(13)農地中間管理機
構関連土地改良事
業について

(14)賃借権又は使用
賃借契約の更新

(15)土地の境界等

(16)抵当権等

(17)その他

甲及び乙は、本計画に定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

ア 乙は、本計画の定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用しなければならぬ。

イ 乙は、機構法第21条第1項の規定により、権利の設定を受けた当該土地の利用の状況について、甲から報告を求められた場合は、遅滞なくこれを報告しなければならぬ。ただし、正当な理由により報告できないことが認められた場合は、この限りではない。

甲が農地中間管理権を15年以上有している農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

存続期間(終期)をもって賃借又は使用賃借契約を終了とし、自動更新及び法定更新はできない。

当該土地の隣接する土地所有者等と境界の確認等のトラブルが発生した際には、乙及び土地所有者が協議のうえ、双方で責任を持って解決するものとする。

ア 当該土地に抵当権等が設定されている場合、乙はその旨を承諾し、抵当権等の権利が行使された場合は、権利者及び甲の指示(解約、農地の明け渡し等)に従うものとする。

イ 当該権利の行使に伴い乙が損害を受けた場合も、乙はその損害の賠償を甲に請求しないものとする。

本計画におけるその他の特約事項は、別表3に定めるとおりとする。
なお、本計画に定めのない事項及び本計画に関し疑義が生じたときは、民法の規定に従いつつ、甲、乙及び県が協議して定める。

別表1 修繕費又は改良費の負担に係る特約事項

修繕費又は改良の工事名	甲及び乙並びに土地所有者の費用に 関する支払い区分の内容	甲及び乙の支払額について 土地所有者の償還すべき額及び方法	備考

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備考
特別賦課金 經常賦課金 維持管理費		

別表3 その他特約事項

--

賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等
(個人農業者)

該当する場合は太枠内に○を記載 ※1

現在に機構から賃借権等の設定を受けている下記の者に、当該権利に係る農用地等について再度賃借権等の設定を行うため、一部事項を省略します。(農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則第12条第3項第1号に該当)

氏名	性別	生年月日	農業従事者		地域計画区分	担い手区分	賃借料の支払い状況	
			年齢	才				
権利設定等を受ける者の主たる経営目的	権利設定等を受ける者の主たる経営目的	権利設定等を受ける者の世帯員の農業従事者及び雇用労働力の状況 (C)			権利設定等を受ける者の主な家畜の飼養状況 (D)	権利設定等を受ける者の主な農機具の所有状況 (E)	権利設定等を受ける者が権利設定等を受けた後に行う耕作又は養畜の事業が、権利設定等を受ける農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響 (F)	
		世帯員	農業従事者	雇用労働力 (年間延日数)				
農用地等	農畜産物名等	主たる従事者	人	人	種類	数量	種類	数量
農地		その他の従事者	人	人	種類	数量	種類	数量
採草放牧地		農作業に従事する者	人	人	種類	数量	種類	数量
		市町村	氏名	住所	住所	拠点となる場所等		

【法律事項】

要件	該当	理由 (当該番号の黒枠に○(複数可)、カッコ内は記入)
貸付け後も全農地を効率的に利用すると認められる(保有・借受農地を適正に利用している)。		
貸付け後も農作業に年間150日以上従事すると見込まれる。(年間150日未満であっても作物に応じた必要な農作業従事日数である)		※150日未満の場合のみ記載 当該作物に必要な年間農作業従事日数 (作物名 年間農作業従事日数 日)
【農作業に常時従事すると認められない場合に記載】地域の農業における他の農業者との役割分担の計画		

【地域計画区域外の場合に記載】

要件	該当
農業経営の規模拡大又は経営耕地の分散・集中の解消に資するものである	
既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないものである	
新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるものである	
当該計画は、地域農業の健全な発展を旨として、公平・適正に調整されたものである	

(記載注意)

※1 農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則第12条第3項第1号に該当する場合は、上記太枠内に○を記載したうえで(C)～(F)及び「地域の農業における他の農業者との役割分担の計画」への記載を省略することができる。

※2 (G)欄の「農作業に従事する者の配置の状況」については、(A)欄に係る土地が複数市町村にまたがる場合のみ、市町村別に記載する(隣接市町村などで配置が同じ場合は、該当する市町村名を列記する。)。なお、「住所地、拠点となる場所等」は、市町村名を記載する。

賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等

※該当する場合は太枠内に○を記載

現に機構から賃借権等の設定を受けている下記の者に、当該権利に係る農用地等について再度賃借権等の設定を行うため、一部事項を省略します。(農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則第12条第3項第1号に該当)

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見を聴いた結果、農業委員会が、賃借権の設定等を受ける者が農地所有適格法人であると認めため、一部事項を省略します。(農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則第12条第3項第3号に該当)

農地所有適格法人以外の法人

法人名	設立年月日	地域計画区分		担い手区分		賃借料の支払い状況	
		種類	数量	種類	数量		
権利設定等を受ける法人が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (A)	権利設定等を受ける法人の事業の状況(B)						
	農畜産物名 現在	事業の種類 関連事業等の内容 現在	左記以外の事業の内容 現在				権利設定等を受ける者が権利設定等を受けた後に耕作又は養畜の事業が、権利設定等を受ける農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響 (G)
農用地合計	m ²	権利取得後	権利取得後	種類	数量		
農地	m ²	事業の実施状況及び事業計画(売上高)					
採草放牧地	m ²	農業		左記以外の事業			
		3年前	円	3年前	円		
		2年前	円	2年前	円		
		1年前	円	1年前	円		
		初年度	円	初年度	円		
		2年目	円	2年目	円		
		3年目	円	3年目	円		
雇用労働力(年間延日数)				人日			

農用地利用集積等促進計画

賃借権又は使用貸借による権利の移転関係

1. 各筆明細

地域計画： 地域名：

整理番号	権利の移転をする者(甲)		権利の移転を受ける者(乙)		(住所)									
	氏名又は名称	(住所)	氏名又は名称	(住所)										
(乙)に移転する権利(B)														
大字	市町村名()	所在	現況	面積(m ²)	貸付先決定区分	権利の種類	内容 <small>[土地の利用目的]</small>	始期 年月日	終期 年月日	存続期間	借賃		借賃の 支払方法	備考
											地番	地目		
1														
2														
3														
4														
5														
合計														

賃借料の支払い期日：毎年2月末日までに当該年度分賃借料を支払うこととする。ただし、貸付始期が1月1日以降となる場合、契約初年度の賃借料支払い期日は3月末日までとする。

この計画に同意する。

【添付書類の一部省略】

権利の移転をする者(甲)	住所(同上)	氏名	印	<input type="text"/> 以下の促進計画に添付した定款又は寄附行為の内容に変更はないため、定款等の写しの添付を省略する。(農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則第12条第3項第2号に該当)
権利の移転を受ける者(乙)	住所(同上)	氏名 (署名)	印	<input type="text"/> 以下の促進計画に添付した法人の履歴事項全部証明書の内容に変更はないため、履歴事項全部証明書の写しの添付を省略する。
農地中間管理機構	所在地	氏名	印	認可年月日 計画No.
		南風原町字本部453番地3 公益財団法人沖繩県農業振興公社 理事長		認可年月日 計画No.

この農用地利用集積等促進計画(以下「本計画」という。)の定めるところにより移転される権利は、1の各筆明細に定められるもののほか、本計画に定めのない事項及び本計画に關し疑義が生じたときには、甲、乙、及び農地中間管理機構が協議する。

- (1)賃借権又は使用貸借による権利の設定
- 1の各筆明細に定める記載された土地(以下「当該土地」という。)の賃借権又は使用貸借による権利は、本計画の公告により生じる。
- (2)賃借権又は使用貸借の解除
- 1の各筆明細に定める公益財団法人沖繩県農業振興公社(以下「機構」という。)による賃借権又は使用貸借による権利の移転は、権利の移転を受ける者(以下「乙」という。)が当該権利の移転を受けた農用地等について次のいずれかに該当するときは、機構は当該土地に係る賃借権又は使用貸借を解除することができる。
- ア 当該土地を適正に利用していないと認められるとき(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「機構法」という。)第21条第2項第1号)。
- イ 正当な理由がなく、機構法第21条第1項の規定による報告をしないとき(機構法第21条第2項第3号)。
- ウ 農地法第6条の2第2項の規定による通知を受けたとき。
- エ 正当な理由がなく賃料を支払わないとき、その他信義に反した行為を行ったとき。
- (3)借賃の支払猶予
- 機構は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、甲及び乙が協議の上、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。
- (4)借賃の増額又は減額
- ア 本計画に同意した後は、原則として借賃の改定は行わない。ただし、同意した後、当該借賃に係る当該土地が存する地域における整備状況等が同程度の農用地等の賃料水準と比較し著しく差異が生じた場合には、農業委員会の提供する借賃等の動向等の情報等を勘案して、甲及び乙が協議して定める額に変更することができる。
- イ 必要に応じて市町村又は農業委員会の意見を聴くものとする。
- ウ 甲及び乙は、農地法(昭和27年法律第229号)第20条又は民法(明治29年法律第89号)第609条の規定に基づき借賃の額の増減を請求することができる。この場合において、借賃を改定するに当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向等を勘案し、甲、乙及び土地所有者が協議して定めるものとする。
- (5)転貸又は譲渡
- ウ 当該土地の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合で、乙の責めに帰することができない事由によるときは、賃料はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額される。なお、賃料の減額の時期及び減額の割合については、作物の作付・収穫の状況を踏まえて甲、乙及び土地所有者が協議して定めるものとする。
- (6)運延損害金
- 乙は、本計画により権利の移転を受けた当該土地について転賃し、又は移転を受けた権利を譲渡してはならない。
- ア 乙は、1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、甲に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする運延損害金を支払わなければならない。
- イ 運延損害金は、借賃の額に対し、年10.95パーセントの割合で計算して得た額とする。
- (7)修繕及び改良
- ア 土地所有者は、甲及び乙の責めに帰することができない事由により生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、乙の自助努力により被害の未然防止又は軽減が可能であった場合等についてはこの限りではない。
- イ 緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で土地所有者の同意を得たときは、甲又は乙が修繕することができる。この場合において、甲又は乙が修繕の費用を支出したときは、土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。
- ウ 甲又は乙は、土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には土地所有者の同意を要しない。
- エ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定められたものを除き、民法、土地改良法(昭和24年法律第195号)等の法令に従う。
- (8)附属物の設置等
- ア 乙が当該土地に永年作物及びハウス等の構築物(以下「附属物」という。)の設置を行うおとすととき、乙は事前に土地所有者と協議し、その附属物の設置について土地所有者の同意を得た後に設置するものとする。また、乙は土地所有者と附属物の取り扱いについての確認書をかかし、その写しを甲に提出するものとする。さらに、附属物の設置が完了したとき、甲に対してその旨を通知しなければならない。
- イ 乙は、当該土地に設置した附属物を収去する義務を土地所有者に対して直接負う。収去に要した経費は乙が負担し、甲は収去の義務を負わない。
- ウ イの規定にかかわらず、土地所有者が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、甲及び乙は現状引き渡しの際、収去の義務を負わないものとする。
- (9)租税公課等の負担
- ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、当該土地の所有者が負担する。
- イ 当該土地に係る農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。
- ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等の負担については、乙と土地所有者の協議の上、別表2に定めるとし、これを甲は負担しない。

- (10)当該農用地等の返還
 ア 乙は、賃貸借又は使用賃貸が終了したときは、(7)のイの規定による同意のほか、土地所有者の同意があるものを除き、その終了の日から30日以内に、機構に対して、当該土地を原状に回復して返還する(トラクター等を用いて収穫残遺及び雑草等を除去した状態を基本とする)。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
 イ 乙は、当該土地の改良のために支出した有益費については、その返還時に機構及び当該土地の所有者に請求をしないものとする。
 ウ 乙は、法令による権利の行使である場合を除き、当該土地の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を機構に請求してはならない。

(11)賃借権又は使用賃貸による権利に関する事項の変更の禁止
 機構及び乙は、本計画に定めるところにより移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

- (12)権利取得者の責務
 ア 乙は、本計画の定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。
 イ 乙は、機構法第21条第1項の規定により、権利の移転を受けた当該土地の利用の状況について、機構から報告を求められた場合は、遅滞なくこれを報告しなければならない。ただし、正当な理由により報告できないことが認められた場合は、この限りではない。

(13)農地中間管理機構関連土地改良事業について
 機構が農地中間管理権を15年以上有している農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(14)賃貸借又は使用賃貸契約の更新
 存続期間(終期)をもって賃貸借又は使用賃貸契約を終了とし、自動更新及び法定更新はできない。

(15)土地の境界等
 当該土地の隣接する土地所有者等と境界の確認等のトラブルが発生した際には、乙及び土地所有者が協議のうえ、双方で責任を持って解決するものとする。

- (16)抵当権等
 ア 当該土地に抵当権等が設定されている場合、乙はその旨を承諾し、抵当権等の権利が行使された場合は、権利者及び甲の指示(解約、農地の明け渡し等)に従うものとする。
 イ 当該権利の行使に伴い乙が損害を受けた場合も、乙はその損害の賠償を甲に請求しないものとする。

(17)その他
 本計画におけるその他の特約事項は、別表3に定めるとおりとする。
 なお、本計画に定めのない事項及び本計画に関し疑義が生じたときは、民法の規定に従いつつ、甲、乙及び県が協議して定める。

別表1 修繕費又は改良費の負担に係る特約事項

修繕費又は改良の工事名	機構及び乙並びに土地所有者の費用に関する支払い区分の内容	機構及び乙の支払額について土地所有者の償還すべき額及び方法	備考

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備考
特別賦課金 経常賦課金 維持管理費		

別表3 その他特約事項

--

1. 土地の表示及び契約内容（現契約とは支払方法のみ変更が可能）

	所在地番			現況 地目	面積 (㎡)	権利の種類	利用内容	存続期間 (終期)	借賃 (円/年)	借賃の 支払方法	備考
	市町村名	大字	字								
1											
2										振替	
3											
4											
5											
	合計										

2. 共通事項の契約内容

別表1 修繕費又は改良費の負担に係る特約事項

修繕費又は改良の工事名	費用に関する支払い区分の内容	土地所有者の償還すべき額及び方法	備考

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備考
特別賦課金		
経常賦課金		
維持管理費		

別表3 その他特約事項

--

借入審査表

市町村名	ツカガナ		TEL		ツカガナ		住所		ツカガナ												
担い手区分	契約者氏名 又は名称		立会人		生年月日		年齢		地域計画 地域名												
契約 番号	土地の所在		賃借料等		土地の条件		境界		附属物 (内容)												
	大字	小字	地番	台帳 地目	現況 地目	地域 区分	登記面積 (㎡)	借入面積 (㎡)	㎡あたり 単価(円)	年間賃借料 (円)	契約期間(予定) (年)	契約期間 賃借料(円)	相場 (円)	月	状態	排水	利水	ほ場	接統 道路		
1																					
2																					
3																					
4																					
5																					
合 計																					

登記簿と 契約者の 名義 番号	共有者がいる場合		仮登記等 (権利部(甲))	抵当権等 (権利部(乙))	農業委員会で行う 「前年度の利用状況調査の結果」		連携事業
	同意書等 相続関係図	耕作者			農地		
1							
2							
3							
4							
5							

連携事業の概要①		連携事業の概要②	
事業名		事業名	
地区名		地区名	
実施年度		実施年度	

借入用地の調整事項 (契約期間が10年未満の理 由、賃借料が近傍類似から外 れた理由、契約終了時に必要 となる現場等での調整内容、 検討が必要な事項等)	地目	調査年月日
	条件区分	未整備 地畝
	最高額	調査員 (所属・氏名)
	最低額	
(円/㎡)	平均額	作成者

審査 結果	借入は 1. 適当 2. 不適当 3. その他
※2又は3の場合については、その理由等	
上記のとおり決定する。	
令和 年 月 日	公益財団法人沖繩県農業振興公社 農地中間管理事業審査会 会長 印

<各項目の注意点・記載基準等>
 状態：良→トラクターで耕耘できる程度の雑草の繁茂あり。 雑草→背の高い雑草が繁茂しているが取り除く必要はない。
 境界：明瞭→境界が確認できる。 不明瞭(済)→不明瞭だが隣接する圃場耕作者等と借受希望者で不明瞭について確認した。 不明瞭(未)→不明瞭で隣接耕作者等とまだ調整できていない。
 附属物：ハウスや小屋等があれば記載する。
 連携事業：農地中間管理事業(機耕事業)と連携して実施される事業があれば記載する。(農地耕作条件改善事業、機耕集積協力金ほか)

農地中間管理事業審査会 農用地利用集積等促進計画による貸付案件一覧

No.	審査会	市町村名	貸付予定者氏名	年数	農地中間管理権を取得する予定の農用地	
					所在	面積(m ²)
合計			件			
			筆			

【貸付審査の結果について】

上記開催した農地中間管理事業審査会において、当公社が農地中間管理権を取得予定の農用地等の審査を行ったところ、上記の貸付予定者への貸付は適当であると承認します。

令和 年 月 日
 公益財団法人沖縄県農業振興公社
 農地中間管理事業審査会
 会長 印

〒
住所

氏名 殿

公益財団法人 沖縄県農業振興公社
(沖縄県農地中間管理機構)
理事長名
(公印省略)

農地の貸借契約締結のお知らせについて

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
このたびは公益財団法人沖縄県農業振興公社をご活用いただき誠にありがとうございます。
農地貸借契約の締結をいたしました別添の農用地利用集積等促進計画について、沖縄県より
認可公告がありましたので、お知らせいたします。
ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

記

添付書類

1. 農用地利用集積計画の写し
2. 賃料振込依頼書の写し（出し手）又は賃料支払い計画（受け手）

お問合せ先

公益財団法人沖縄県農業振興公社
(沖縄県農地中間管理機構)

〇〇地区担当

TEL :

様式 10

〇 〇 〇 第 号
令和 年 月 日

公益財団法人沖縄県農業振興公社
理事長 殿

市町村長名
(公 印 省 略)

農用地利用集積等促進計画（案）の取り下げについて

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で提出した農用地利用集積等促進計画（案）について、
下記の理由により取り下げます。

記

【 対 象 者 】

出 し 手 :

受 け 手 :

【 対 象 農 地 】

【 取 り 下 げ 理 由 】

市町村長 へ

公益財団法人 沖縄県農業振興公社
理事長 名
(公 印 省 略)

農地中間管理事業に係る借入農地について(通知)

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で貴職から送付ありました農用地利用集積等促進計画(案)の提出につきましては、下記のとおり借入不可と判断しましたのでお知らせします。

記

1. 出し手:
2. 受け手:
3. 対象農地:
4. 理由:

以上

様式12

〇〇農第〇〇号
令和〇年〇月〇日

沖縄県農業振興公社
理事長名

市町村長名
(公印省略)

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく
農用地利用集積等促進計画(案)の提出について

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定に基づき、下記のとおり農用地利用集積等促進計画(案)を提出致します。

記

1. 農用地利用集積等促進計画(案) ※貸借一覧表別添
2. 農業委員会の意見書(写)
3. 農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等

貸借一覧表

1.地域計画位置づけ状況(筆ごとに記載)

No.	農地の所在				受け手氏名	貸付先決定区分
	市町村名	大字	小字	地番		
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

※貸付先決定区分【事業規程第6条第1項及び2項】

- ①地域計画に位置づけられた者への貸付。
- ②地域計画に位置づけることが確実に見込まれる者への貸付。
- ③不測の事態による地域計画で定めた代替者への貸付。
- ④地域計画に位置づけられた者への貸し付けるまでの間に農業委員会等が認めた者への一時的な貸付。

2.地域計画区域外の貸付先決定内容

No.	農地の所在				受け手氏名
	市町村名	大字	小字	地番	
1					
	選定理由等				
2					
	選定理由等				

※選定理由等は別資料でその内容が確認できるものがあれば、その写しで代用可能

様式13

沖 農 公 第 号
令和 年 月 日

市町村長 あて

公益財団法人沖縄県農業振興公社
理事長名

令和〇年度農地中間管理事業にかかる農用地利用集積等促進計画（案）の作成及び作成に係る農業委員会の意見聴取について（依頼）

平素より農地中間管理事業の推進にご協力いただき感謝申し上げます。

貴市町村における地域計画の達成に向けて効率的な農地集積をはかるため、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条第1項に基づく農用地利用集積等促進計画に関する情報の提供と、同法19条第2項に基づく農用地利用集積等促進計画案の作成をお願いいたします。

また作成の際には、手続きの迅速化のため、同法第19条第3項及び第4項に基づき、農業委員会の意見を聴取し、（案）に添付して提出くださいますよう併せてお願い申し上げます。

(出し手)公社提出用

賃借料振込依頼書

公益財団法人 沖縄県農業振興公社理事長 殿

の農地の年払賃借料として、契約期間中(令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日)
下記の金額を毎年支払期日までにお支払いください。

賃借料積算

大字	小字	地番	借受面積 (㎡) ①	㎡あたり 単価 (円) ②	年間 賃借料 (円) ③=①× ②	月割 賃借料 (円) ④=③/12 月	契約 期間		契約期間 賃借料 (円) ⑤	初年度・最終年度賃借料(円)							
							(年)	(月)		初年度			最終年度				
										年度	月数	賃借料	年度	月数	賃借料		
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
合 計																	

契約期間賃借料(⑤) = 年間賃借料(③) × 契約期間(年) + 月割賃借料(④) × 契約期間(月)

初年度賃借料 = 月割賃借料(④) × 初年度月数

最終年度賃借料 = 契約期間賃借料(⑤) - 最終年度の前年度までに支払った賃借料

年度	支払期日	賃借料	支払対象期間				備 考
8	令和 年 3月末日		令和 年 月	~	令和 年 月		
9	令和 年 3月末日		令和 年 月	~	令和 年 月		
10	令和 年 3月末日		令和 年 月	~	令和 年 月		
11	令和 年 3月末日		令和 年 月	~	令和 年 月		
12	令和 年 3月末日		令和 年 月	~	令和 年 月		
13	令和 年 3月末日		令和 年 月	~	令和 年 月		
14	令和 年 3月末日		令和 年 月	~	令和 年 月		
15	令和 年 3月末日		令和 年 月	~	令和 年 月		
16	令和 年 3月末日		令和 年 月	~	令和 年 月		
17	令和 年 3月末日		令和 年 月	~	令和 年 月		
合 計							

令和 年 月 日



住 所

電話番号

氏 名

印

検査欄			
年月日	所属	氏名	適否

賃借料支払い計画

1 対象となる農地： _____

2 _____ 様の賃借権設定期間： 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

賃借料積算

大字	小字	地番	借受面積 (㎡) ①	㎡あたり 単価(円) ②	年間 賃借料 (円) ③=①×②	月割 賃借料 (円) ④=③/12月	初年度賃借料(円)						最終年度賃借料(円)					
							公社(中間保有)			受け手			受け手					
							年度	月数	賃借料	年度	月数	賃借料	年度	月数	賃借料			
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
合 計																		

※初年度の契約期間が1年に満たないときの賃借料は、「月割賃借料(④)×月数」または「年間賃借料(③)÷(月割賃借料(④)×公社中間保有月数)」となります。

※最終年度の契約期間が1年に満たないときの賃借料は、「月割賃借料(④)×月数」または「年間賃借料(③)÷(月割賃借料(④)×公社初年度契約月数)」となります。

支払年度	支払年月日		賃借料	賃料を充当する期間				備 考	
8年度	令和	年 2月末日		令和	年 月	~	令和	年 月	
9年度	令和	年 2月末日		令和	年 月	~	令和	年 月	
10年度	令和	年 2月末日		令和	年 月	~	令和	年 月	
11年度	令和	年 2月末日		令和	年 月	~	令和	年 月	
12年度	令和	年 2月末日		令和	年 月	~	令和	年 月	
13年度	令和	年 2月末日		令和	年 月	~	令和	年 月	
14年度	令和	年 2月末日		令和	年 月	~	令和	年 月	
15年度	令和	年 2月末日		令和	年 月	~	令和	年 月	
16年度	令和	年 2月末日		令和	年 月	~	令和	年 月	
17年度	令和	年 2月末日		令和	年 月	~	令和	年 月	
合 計									

金融機関用

預金口座振替依頼書
自動払込利用申込書 (収) (加)

記入日 年 月 日

2 新規

銀行・信用金庫・農業協同組合・労働金庫 御中

私は、下記の収納企業から請求された金額を私名義の下記預金口座から、預金口座振替によって支払うこととしたいので、預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。

収納企業名	株式会社 リウコム
-------	-----------

金融機関お届印をお使いください。

フリガナ	
預金者名	

金融機関お届印

お手元の通帳より太枠内へ正確に必ずご記入ください。

■ゆうちょ銀行以外の金融機関ご利用の場合はこちらへ記入
金融機関のいずれか一つを○で囲んでください。

銀行 信用金庫 農業協同組合	支店	預金種目	口座番号
銀行番号	店番号	1 普通 (総合口座) 2 当座	(数字のみを右づめてご記入ください)

お届印押し直し用

■ゆうちょ銀行ご利用の場合はこちらへ記入 右づめてご記入ください

種目コード	契約種別コード	通帳記号(6桁目がある場合※欄に記入)	通帳番号
1 6 6 3 0 1		0 ※	
5桁のうち間の3桁を記入			ここは必ず「1」になります↑
払込先口座番号	0 1 7 0 0 - 4 - 6 7 4 3 4	払込先加入者名	株式会社 リウコム
不備返送先	〒901-2121 沖縄県浦添市内間4丁目1番1号 琉球銀行浦添ビル6階 株式会社リウコム		

印影が不鮮明の時にお使いください。

振替日 (払込日) 会社の指定する日(休日の場合は翌営業日・末日のみ前営業日)

預金口座振替規定 ※ゆうちょ銀行払込は除く。

- 貴金融機関に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振り出しはしません。
 - 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
 - この契約を解約するときは、私から貴金融機関に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり上記収納企業から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、貴金融機関はこの契約が終了したものと取り扱ってさしつかえありません。
 - この預金口座振替について十分に紛議が生じて、貴金融機関の責めによる場合を除き、貴金融機関にはご迷惑をかけません。
- 注) ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

金融機関使用欄

(不備返却事由)

- 預金取引なし
- 記載事項等相違
- 印鑑相違
- 訂正印 (相違、無し)
- その他

(店名、店番号、預金種目、口座番号、口座名義、記号番号相違)

(備考)

検印

印鑑照合

受付印

(収納依頼先使用欄) ※ここから下の枠内を訂正する場合、訂正印は不要です。

委託先番号	0 0 0 5 4 2 2 0 0 0	顧客番号	
委託先名	公益財団法人沖縄県農業振興公社		料金等の種類 賃借料

必ず記入してください。

フリガナ	
氏名	(預金者と同一の場合は記入不要)
住所	電話 () -

振替日

17・27

振替サービスの場合は○

帳票

(取扱い金融機関へのお願)

- この預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書が上記収納企業から送付された場合、記載内容に不備がありましたら、不備返却事由に○印をつけて上記収納企業へご返送ください。
- この預金口座振替依頼書を預金者が直接沖縄県内の貴行(金庫・農協)へ持参した場合は、預金口座振替依頼書(2枚目)及び預金口座振替依頼書(持)(3枚目)に確認印を押印のうえ、2枚目を(株)リウコムに、3枚目を預金者に返却してください。
- この預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書を預貯金者が直接沖縄県外の貴行または貴郵便局へ持参した場合は、取扱をせず全てを返却し、上記収納依頼先へ提出するようお願いください。

口座情報入力を依頼する場合は○

依頼する (有料)

沖縄県農地中間管理機構からの重要なお知らせ

(農地所有者様向け)

令和8年1月22日作成

<ご確認ください>

- 1 農用地利用集積等促進計画（契約書）に記載された住所、氏名、土地は間違いのないですか？面積もご確認ください。
- 2 賃借権又は使用貸借権が終了したときは、終了の日から30日以内に土地を原状（原状とは機構が当該土地を借り受ける前の状態）に回復して返還します（災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更等を除く）。
- 3 土地改良区の賦課金等の負担は、共通事項の別表2のとおりですので、必要に応じ、土地改良区にて手続きをお願いします。
- 4 その他特約事項（共通事項別表3）に記載のある場合、内容をご確認ください。（共通事項もあわせてご確認ください）
- 5 土地附属物を伴う農地については、「沖縄県農業振興公社農地中間管理事業における借入対象地及び附属物の取り扱いについて」に従い「土地附属物に関する確認書」を農地借受者と取り交わしてください。
- 6 「賃借料振込依頼書」に記載されている電話番号が固定電話の場合、携帯電話番号の記載をお願いします。
- 7 賃借料は間違いのないですか？（年間賃料）
- 8 「口座登録申出書」の内容は間違いのないですか？（口座登録がお済みでない方）
（間違いやすい事例）
 - ・「口座名義人」の氏名、フリガナ違い（例：「ズ」と「ヅ」「ジ」と「ヂ」）
 - ・不鮮明な数字
 - ・金融機関支店名の記入漏れ

<賃借料の精算>

- 賃借料は、3月27日（金融機関休業日の場合は直前の営業日）に「口座登録申出書」で指定された口座に振り込まれます。
- ※ 賃借料は機構が農地借受者へ請求しますので、ご自身で農地借受者に賃借料を直接請求しないでください。

【裏面もご確認ください。】

<契約内容の変更>

- 契約者の情報（土地所有者の死亡や名義変更、法人代表者、住所、電話番号、振込口座等）に変更が生じた場合は、必ず市町村農政担当窓口までご連絡ください。

<契約の更新について>

契約期間満了日の1年前に終期の通知を行います。更新の有無の意向については、通知に記載している農地がある市町村に連絡してください。

<解約及び解除について>

合意解約を希望される場合は手続きに一定の時間がかかりますので早めにご連絡ください。なお、公社から貸付先の意向を聴取し、合意されない場合は解約はできませんのでご了承ください。

また、以下の場合は解約（解除）の手続きを申し出る場合があります。

- ・ 転借人が契約途中で解約した場合。
- ・ 転借人が契約途中で解除となった場合。
- ・ 共通事項別表3に記載された内容に該当した場合。

<マイナンバーの提供について（賃借料が15万円を超える方のみ）>

- 賃借料が年間15万円を超える場合、沖縄県農業振興公社が税務署に「不動産の使用料等の支払調書」を提出する必要があり、書類にマイナンバーを記載する必要があります。改めて関係書類をお送りしますので、マイナンバーの提供にご協力をお願いします。（1回提供いただければ、翌年以降はマイナンバーの提供は不要です。名義が変更になった場合は改めて提供を依頼します）。

※その他、ご不明な点は市町村農政担当窓口、又は公益財団法人沖縄県農業振興公社（沖縄県農地中間管理機構）までお問い合わせください。

本部事務所	098-882-6801	南風原町字本部453-3	土地改良会館3階
北部地区駐在	0980-43-0504	名護市大南1-13-11	県北部合同庁舎4階
中部地区駐在	098-923-1661	沖縄市美原1-6-34	県中部合同庁舎2階
宮古地区駐在	0980-79-0248	宮古島市平良字西里1125	県宮古合同庁舎4階
八重山地区駐在	0980-87-0034	石垣市字真栄里438-1	県八重山合同庁舎4階

沖縄県農地中間管理機構からの重要なお知らせ

(農地借受者様向け)

令和8年1月22日作成

<印を押す前に再度ご確認ください！>

- 1 農用地利用集積等促進計画(契約書)に記載された住所、氏名、土地に間違いはないですか？面積もご確認ください。
- 2 賃借権又は使用貸借権が終了したときは、土地所有者の同意があるものを除き、その終了の日から30日以内に土地を原状に回復して(トラクター等を用いて収穫残渣及び雑草等を除去した状態を基本とする)返還してください。
- 3 土地改良区の賦課金等の負担は、共通事項の別表2のとおりですので、必要に応じ、土地改良区にて手続きをお願いします。
- 4 その他特約事項(共通事項別表3)に記載のある場合、内容をご確認ください。(共通事項もあわせてご確認ください。)
- 5 農地に附属物(ハウス等)が設置されている場合は、「沖縄県農業振興公社農地中間管理事業における借入対象地及び附属物の取り扱いについて」に従い「土地附属物に関する確認書」を農地所有者と取り交わしてください。
また、契約途中でハウス等を設置する場合には、必ず公社にご連絡ください。
- 6 賃借料は間違いはないですか？(年間賃料)
- 7 「預金口座振替依頼書」の記載内容は間違いはないですか？
(間違いやすい事例)
 - ・お届け印違い、印影が薄い・不明瞭、不鮮明な数字
 - ・「口座名義人」の氏名、フリガナ違い(例:「ズ」と「ヅ」「ジ」と「ヂ」)
 - ・引き落とし口座にJAを利用する場合は、金融機関名に「沖縄県」と記載し、農業協同組合に○をつけてください。



<契約内容の変更>

契約者の情報(契約者の死亡や変更、法人代表者、住所、電話番号、振替口座等)に変更が生じた場合は、必ず市町村農政担当窓口までご連絡ください。

<契約の更新について>

契約期間満了日の1年前に終期の通知を行います。更新の有無の意向については通知に記載している農地がある市町村まで連絡してください。また、農地所有者が契約更新を希望しない場合は、契約更新はできません。

【裏面もご確認ください。】

<賃借料の精算>

賃借料は、2月27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に「預金口座振替依頼書」で指定された口座から引き落とします。以下の点についてご注意ください。

- (1) 引き落とし直前に残高をご確認ください。(同日に他の引き落としが発生する場合は残高不足となることがあります。)
- (2) 引き落としは原則年一回となります。残高不足等で引き落とし不能となった場合は、公社指定の口座へのお振込みとなります。その際の振込手数料はご負担いただきます。なお、指定した期日までにお支払いいただけない場合は、遅延損害金(年10.95%)が発生しますので十分ご注意ください。

※農地所有者への賃借料の支払いは3月末日となっています。正確な精算を行うため、2月末日の口座引き落としにご協力ください。

※農地所有者への賃借料は公社から支払いますので、ご自身で直接、農地所有者に支払わないでください。

<解約のご連絡のお願い>

契約途中で営農を続けることが難しくなった場合は解約の手続きが必要なため、早めに市町村若しくは公社までご連絡をお願いします。解約は農地借受者と公社との合意によることが前提となります。解約の申し出は随時受け付けますが、解約審査が必要なため、下記のスケジュールとなります。

申し出日	解約日
1～20日	翌月末以降
21日～月末	翌々月末以降

※12月と1月の申し出については3月末以降の解約、2月の申し出については4月末以降の解約となります。

<抵当権等が設定されている農地の場合>

始期より以前に抵当権等(根抵当権、差押)が設定されており、抵当権等の権利が行使され権利者が農地の明け渡し等を求めた場合は、借受者はその指示に従わなければなりません。また、その場合に損害が発生しても公社は補償できませんのでご了承ください。

契約予定の農地に抵当権等が設定されているかどうかは、市町村担当者もしくは公社駐在員に確認してください。

<農地中間管理機構から毎年お送りする通知>

- ・口座振替(口座振込)のお知らせ

<農地の適正な管理のお願い>

農地中間管理事業を通して借り受けた農地について、適正な管理をお願いいたします。適正な管理を怠ると、雑草の繁茂による害虫等の温床となるだけでなく、ゴミの不法投棄による悪臭や汚水の発生源となり、近隣農業者や周辺住民に大きな迷惑となる可能性があります。

※その他、ご不明な点は市町村農政担当窓口、又は公益財団法人沖縄県農業振興公社(沖縄県農地中間管理機構)までお問い合わせください。

本部事務所	098-882-6801	南風原町字本部453-3	土地改良会館3階
北部地区駐在	0980-43-0504	名護市大南1-13-11	県北部合同庁舎4階
中部地区駐在	098-923-1661	沖縄市美原1-6-34	県中部合同庁舎2階
宮古地区駐在	0980-79-0248	宮古島市平良字西里1125	県宮古合同庁舎4階
八重山地区駐在	0980-87-0034	石垣市字真栄里438-1	県八重山合同庁舎4階

〒
住所

出し手氏名 様

〒901-1112
沖縄県島尻郡南風原町字本部453番地3
公益財団法人沖縄県農業振興公社
(沖縄県農地中間管理機構)
TEL 098-882-6801

農地貸借契約期間満了のお知らせ

当公社との間で貸借契約を締結した下記農用地につきまして、契約期間満了の期日が近づいておりますのでお知らせいたします。

お手数をおかけいたしますが、今後のご意向(「引き続き契約を希望する」、「契約を希望しない」)について、下記の農地がある市町村担当課まで、直接ご連絡していただくよう、よろしくおねがいたします。なお、耕作者の営農計画に影響いたしますので、本通知の到着後**2週間以内**に回答おねがいたします。

※契約は自動更新ではありません。引き続き契約を希望する場合でも手続きが必要です。

記

【ご意向の連絡先】

市町村	電話番号

※連絡は平日の開庁日をお願いいたします。土日祝日、年末年始は対応しておりません。

<対象農地>

	契約番号	契約期間 (始期)	契約期間 (終期)	契約農地	借受面積 (㎡)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
	合計			筆	

様式21-1

〒

住所

耕作者様

令和 年 月 日

受け手氏名 様

〒901-1112

沖縄県島尻郡南風原町字本部453番地3

公益財団法人沖縄県農業振興公社

(沖縄県農地中間管理機構)

TEL:098-882-6801

農地貸借契約期間満了のお知らせ

当公社との間で貸借契約を締結した下記農用地につきまして、契約期間満了の期日が近づいておりますのでお知らせいたします。

お手数をおかけいたしますが、今後のご意向(「引き続き契約を希望する」、「契約を希望しない」)について、下記の農地がある市町村担当課まで、直接ご連絡していただくよう、よろしく願いいたします。本通知の到着後2週間以内に回答おねがいたします。

※契約は自動更新ではありません。引き続き契約を希望する場合でも手続きが必要になりますので必ず連絡をしてください。

地権者の意向等によって再契約できない場合もございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

記

【ご意向の連絡先】

市町村	電話番号

※連絡は平日の開庁日をお願いいたします。土日祝日、年末年始は対応しておりません。

<対象農地>

	契約 番号	契約期間 (始期)	契約期間 (終期)	契約農地	借受面積 (㎡)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
合 計				筆	

契約満了リスト(出し手)

様式21-2

(農地)市町村コード	(すべて)
(農地)市町村名	市町村名

(出)契約者氏名	(出)契約番号	(農地)農地の所在	(借受)始期	(借受)終期	(農地)登記面積	(農地)借受面積	(賃料)年額(円)	(農地)㎡/年単価(円)
○	○	○	○	○	○	○	○	○
▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽
×	×	×	×	×	×	×	×	×

(農地)借受年数	(出)年齢	(出)生年月日	(出)郵便番号	(出)住所	(出)送付先〒	(出)送付先住所	(出)送付先名	(出)TEL01
○	○	○	○	○	○	○	○	○
▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽
×	×	×	×	×	×	×	×	×

(出)TEL02	(受)契約番号	(受)契約者氏名	(貸付)始期	(貸付)終期
○	○	○	○	○
▽	▽	▽	▽	▽
×	×	×	×	×

※項目が多く印刷すると小さくなるため便宜的に3行にしています。実際のデータは1行となっています。
 ※エクセルファイルで送付します。市町村で意向確認の列を増やすなどして活用してください。

契約満了リスト (受け手)

様式21-2

(農地)市町村コード	(すべて)
(農地)市町村	市町村名

(受)契約者氏名	(農地)農地の所 在	(貸付)始期	(貸付)終期	(農地)登記 面積	(農地)借受 面積	(賃料)年額 (円)	(農地)m ² /年単 価(円)	(農地)借受 年数	(受)生年月日
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

(受)郵便番号	(受)住所	(受)TEL01	(受)TEL02	(受)送付先 郵便番号	(受)送付先 住所	(出)契約者氏 名	(出)契約番号	(借受)始期	(借受)終期
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

※項目が多く印刷すると小さくなるため便宜的に2行にしています。実際のデータは1行となっています。

※エクセルファイルで送付します。市町村で意向確認の列を増やすなどして活用してください。

農用地等貸借契約解約申出書(〇〇用)

公益財団法人沖縄県農業振興公社 理事長 殿

貴公社と利用権設定をした農用地等について、下記の事項を確認したことを認め、解約を申し出ます。

記

1. 土地の所在等

土地の所在			地番	地目		面積 (㎡)	備考
市町村	大字	小字		登記簿	現況		
計				—	—		—

2. 契約の種類(賃貸借又は使用貸借)

3. 解約理由

4. 解約希望日 年 月 日

5. 引渡の際の農地の取扱

6. 賃借料の支払いに関する取扱

年 月 日

申出人(〇〇)

住 所

電話番号

氏 名

※自署の場合は押印不要

農地法第18条第6項の規定による通知書

年 月 日

農業委員会 会長 殿

下記農地について賃貸借の解約をしたので、農地法第18条第6項及び同法
施行規則第68条の規定により通知します。

賃貸人 沖縄県島尻郡南風原町字本部453番地3
公益財団法人沖縄県農業振興公社
理事長名
賃借人

㊟

記

1. 賃貸借当事者の氏名(名称)及び住所

当事者の別	住所	氏名(名称)
賃貸人	沖縄県島尻郡南風原町字本部453番地3	公益財団法人沖縄県農業振興公社 理事長 ○○
賃借人		

2. 土地の所在、地番、地目及び面積

土地の所在			地番	地目		面積 (㎡)	借受年数
市町村	大字	小字		登記簿	現況		

3. 賃貸借契約の内容

(別添資料による)

4. 農地法第18条第1項ただし書の該当する事由の詳細

農地法第18条第1項第2号に該当する合意解約

5. 賃貸借の解約の申入れ等をした日

賃貸借の解約の申入れ等をした日 令和 年 月 日

賃貸借の合意解約の合意が成立した日 令和 年 月 日

合意による解約をした日 令和 年 月 日

6. 土地の引渡し新时期

令和 年 月 日

7. その他参考となる事項

農地中間管理事業審査会解約案件一覧

No.	審査会	市町村名	借受 貸付	氏名	始期	農地中間管理権を取得した農用地	
						所在	面積(m ²)
1							
2							
	合 計			件		筆	m ²

【解約の審査結果について】

上記開催した農地中間管理事業審査会において、当公社が農地中間管理権を取得した農用地等の解約審査を行ったところ、解約は適当であると承認します。

令和 年 月 日
 公益財団法人沖縄県農業振興公社
 農地中間管理事業審査会
 会長名 印

※使用貸借は文言が変わります。

様式26

沖 農 公 第 号
令 和 年 月 日

〒
住所

氏名 殿

公益財団法人 沖縄県農業振興公社
理事長名

農用地等の賃貸借契約の合意解約成立について

年 月 日付け「農用地等賃貸借契約解約申出書」にて申出されました下記の農地について、合意解約が成立致しましたので、「農用地等の賃貸借契約の合意解約書」をお送り致します。

ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

記

1. 対象農地
地番 他 筆 計 m²
2. 契約期間（実績）
令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
3. 農地の引渡予定年月日
令和 年 月 日
4. 添付資料
 - ・農用地等の賃貸借契約の合意解約書
 - ・農用地等の賃料関係書類

《問合せ先》
公益財団法人沖縄県農業振興公社
農地管理課 氏名
電話：098-882-6801

代表者選任同意書兼委任状

令和 年 月 日

公益財団法人 沖縄県農業振興公社 理事長 殿

【代表者】

ふりがな		持ち分	
氏 名	印		
住 所			
生年月日		電話番号	

下記の農地について、上記の者を代表者と定め、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づいて沖縄県農業振興公社と農地中間管理権の設定を締結することに同意します。

また、農用地等の貸借契約及び変更・解約、書類の受取、貸付代金請求並びに受領等に係る一切の権限を代表者に委任し、相続人間(又は共有者間)の問題が生じた場合には、代表者の責任において解決いたします。

【登記名義人】 ※共有名義の場合は全員の氏名を記載してください。

氏 名	
-----	--

【農用地等の所在、面積等】

市町村	大字	小字	地番	面積(m ²)	備 考

【相続人(又は共有者)】 ※代表者以外の相続人(又は共有者)を記載してください。
 ※ご本人の自署でない場合は、実印を使用し、「印鑑登録証明書」の提出が必要となります。

氏名(自署・捺印)	住 所	持ち分
印		
印		
印		
印		
印		

※重要【必要書類】未相続の場合は①相続関係図 ②被相続人の戸籍謄本(写)及び原戸籍(写)を提出してください。

農用地等の賃借権相続人(代表者)選任同意書兼委任状

令和 年 月 日

公益財団法人 沖縄県農業振興公社 理事長 殿

【農用地等の賃借権相続人(代表相続人)】

フリガナ				被相続人との続柄	持ち分
氏名	印				
住所					
生年月日		電話番号			

下表の被相続人名義に係る農用地等の賃借権について、上記の者を代表相続人と定め、賃借権を継承することに同意します。

また、農用地等の賃貸借契約の変更・解約、書類の受取及び賃借料の支払い等に係る一切の権限を代表相続人に委任し、相続人間の問題が生じた場合には、代表相続人の責任において解決いたします。

【被相続人】

氏名			死亡年月日
住所			

【農用地等の所在、面積等】

市町村	大字	小字	地番	面積(m ²)	備考

【同意及び委任者】 ※代表相続人以外の相続人を記載してください。相続人ご本人の自署でない場合は、実印を使用し、「印鑑登録証明書」の提出が必要となります。

相続人氏名(自署・捺印)	住所	被相続人との続柄	持ち分
印			
印			
印			
印			

【必要書類】 ①相続関係図 ②被相続人の戸籍謄本(写)及び原戸籍(写)を提出してください。

貸借内容変更申出書

令和 年 月 日

公益財団法人沖縄県農業振興公社理事長 殿

住 所 _____

氏 名 _____

下記のとおり契約内容を変更したいので申出いたします。

記

整理番号※1	
--------	--

※1 分からない場合は公社にお問い合わせください。

変更事項※2 (該当欄に ☑して下さい)	変更前	変更後	添付書類
<input type="checkbox"/> 相続 (名義変更)	(契約者名)	(新契約者(代表者)名)	裏面参照
<input type="checkbox"/> 住所	〒	〒	住民票(写) 又は 運転免許証 (写)の表・裏 面
<input type="checkbox"/> 氏名 (改名) ※ 個人の場合			戸籍謄(抄)本
<input type="checkbox"/> 役職名・ 代表者名 ※法人の場合	(役職名)	(役職名)	登記事項証明書 (写)
	(代表者名)	(代表者名)	
<input type="checkbox"/> 電話番号			なし

※2 変更する該当項目のみ記載してください。

理由	契約形態	意向	状況	添付書類
出し手の死亡	貸貸借	継続	相続登記完了	<ul style="list-style-type: none"> 貸借内容変更申出書（様式28） 土地登記簿謄本（写し） 口座登録申出書（出し手）（様式18） 貸料振込口座の通帳の写し（表紙・次頁） 賃借料振込依頼書（様式14） （共有名義の場合）代表者選任同意書兼委任状（様式27-1）
			相続登記未了	<ul style="list-style-type: none"> 貸借内容変更申出書（様式28） 代表者選任同意書兼委任状（様式27-1） 相続を証する書類（相続関係図、戸籍謄本（写）、原戸籍（写）） 口座登録申出書（出し手）（様式18） 貸料振込口座の通帳の写し（表紙・次頁） 賃借料振込依頼書（様式14） （代表者の住所が戸籍と異なる場合）代表者の住所が分かる書類（運転免許証写し等）
		解約※1	相続登記完了	<ul style="list-style-type: none"> 貸借内容変更申出書（様式28） 土地登記簿謄本（写し） ※名義変更後に合意解約
			相続登記未了	<ul style="list-style-type: none"> 貸借内容変更申出書（様式28） 代表者選任同意書兼委任状（様式27-1） 相続を証する書類（相続関係図、戸籍謄本（写）、原戸籍（写）） ※過半の同意を得て合意解約
	使用貸借	継続	相続登記完了	<ul style="list-style-type: none"> 貸借内容変更申出書（様式28） 土地登記簿謄本（写し） （共有名義の場合）代表者選任同意書兼委任状（様式27-1）
			相続登記未了	<ul style="list-style-type: none"> 貸借内容変更申出書（様式28） 代表者選任同意書兼委任状（様式27-1） 相続を証する書類（相続関係図、戸籍謄本（写）、原戸籍（写）） （代表者の住所が戸籍と異なる場合）代表者の住所が分かる書類（運転免許証写し等）
		解約※1	相続登記完了	<ul style="list-style-type: none"> 貸借内容変更申出書（様式28） 土地登記簿謄本（写し） ※名義変更後に合意解約手続き
			相続登記未了	<ul style="list-style-type: none"> 貸借内容変更申出書（様式28） 代表者選任同意書兼委任状（様式27-1） 相続を証する書類（相続関係図、戸籍謄本（写）、原戸籍（写）） ※過半の同意を得て合意解約手続き
受け手の死亡	貸貸借	継続	<ul style="list-style-type: none"> 農用地等利用者死亡届・農地賃借料支払届（様式29-1） 農用地等の賃借権相続人（代表者）選任同意書兼委任状（様式27-2） 相続を証する書類（相続関係図、戸籍謄本（写）、原戸籍（写）） 	
		解約※2	<ul style="list-style-type: none"> 農用地等利用者死亡届・農地賃借料支払届（様式29-2） 農用地等の賃借権相続人（代表者）選任同意書兼委任状（様式27-2） 相続を証する書類（相続関係図、戸籍謄本（写）、原戸籍（写）） ※名義変更後に相続人全員の同意を得て合意解約手続き 	
	使用貸借	自動的に契約終了	<ul style="list-style-type: none"> 農用地等利用者死亡届（様式29-3） ※継続する場合は新たに権利設定手続きが必要 	

※1 受け手の合意が必須

※2 相続放棄される場合は個別協議となります

令和 年 月 日

公益財団法人沖縄県農業振興公社理事長 殿

農用地等利用者死亡届・農地賃借料支払届

被相続人 氏が、令和 年 月 日に死亡しましたので届け出ます。

また、貴公社から借り受けている下記の農用地等の利用権については、私が継承し営農したいので届け出ます。

なお、今後の当該農用地等の賃借料については、別添の預金口座振替依頼書により取扱いをお願いいたします。

記

1. 申出者（自署の場合は押印不要）

フリガナ	
氏 名	
生年月日(年齢)	昭和・平成 年 月 日 (歳)
住 所	〒
電話番号	

2. 対象農用地等

所在				現況 地目	面積 (㎡)	賃借料 (円/年)	契約期間	
市町村	大字	小字	地番				始期	終期

3. 添付書類

農用地等の賃借権相続人(代表者)選任同意書兼委任状(様式27-2号)

公益財団法人 沖縄県農業振興公社 理事長 殿

住所：

TEL：

氏名：

㊞

債務確認書

平成〇年〇月〇日付けで、貴公社と賃貸借契約を締結した下記土地に関する賃借料が令和〇年〇月〇日時点で未払いとなっていることを認めます。

未払い金につきましては、以下の支払期限までに全額納入致します。

なお、最終の支払期限までに支払えない場合は、当初の支払期日の翌日から納入日までの日数に年10.95%の割合で算出した額を遅延損害金として支払います。

記

1. 支払期限

令和 年 月 日

2. 未払い金の内訳

対象年度	賃借料	賃料を充当する期間	契約番号
令和 年度		令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
		~	
合計			

3. 支払い方法・・・ 銀行振込

令和 年 月 日

公益財団法人 沖縄県農業振興公社
理事長名 殿

（債務者）甲 住所：
TEL：
氏名： ⑩

（連帯保証人）丙 住所：
TEL：
氏名： ⑩

（連帯保証人は住所がわかる身分証の写しを提出すること）

債務確認書及び連帯保証人確約書

令和 年 月 日で氏名（以下「甲」という。）と公益財団法人沖縄県農業振興公社（以下「乙」という。）で賃貸借契約を締結した下記の農地について、以下の通り同意したこと証するため署名又は記名・押印して提出する。

- 第1条 甲は乙と賃貸借契約を締結した農地（詳細は裏面）の賃借料について、本日現在、〇〇円の未払いとなっていることを認める。
- 第2条 甲は乙に対して下記支払計画のとおり一括で支払う。なお、支払いが可能な時は下記によらず随時支払う。振込送金する際の手数料は甲が負担する。
- 第3条 甲は支払期限までに支払えない場合は、乙から賃貸借契約の合意解約の申し出があった場合にはこれに応諾する。
- 第4条 甲は支払期限までに支払えない場合は、当初の支払期日の翌日から納入日までの日数に年10.95%の割合で算出した額を遅延損害金として乙に支払う。
- 第5条 連帯保証人（以下「丙」という。）は、上記第1条にもとづく甲の乙に対する債務を連帯して極度額〇円の範囲内で保証する。
- 第6条 丙が甲の連帯保証人になるのに先立ち、甲が丙に対し、民法第465条の10第1項各号記載の甲に関する情報を事実即して提供し、丙がこれを受領した上で連帯保証人になることを、乙に対して表明し、保証する。

裏面に続く

記

1. 契約内容

契約番号	
土地の所在	

未払金	
-----	--

2. 未払い金の内訳

対象年度	賃借料(円)	賃料を充当する期間		
年度		R . 月	～	R . 月
年度		R . 月	～	R . 月
合計				

3. 支払期限

令和 年 月 日

支払い方法：振込

4. 支払計画

	支 払 日	支 払 額		支 払 日	支 払 額
(1)	令和 年 月 日	円			
				合 計	円

機構関連事業について

○ 農地中間管理機構関連土地改良事業について

農地中間管理機構関連土地改良事業(土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業をいいます。以下「機構関連事業」といいます。)は、農地中間管理機構が借り入れている農用地等を対象に、農用地等の所有者や貸付けの相手方の申請によらず、県が農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備を行う事業です。機構に貸付けた農用地等については、機構関連事業が行われることがありますので、その内容について説明します。

○ 機構関連事業の内容について

(機構チェック欄)

- ・ 機構関連事業の対象となる農用地等は、沖縄県農地中間管理機構(以下「機構」といいます。)の借受期間が機構関連事業の計画の決定(公告)時から15年以上あるものです。
- ・ 機構関連事業は、県が事業実施主体となって、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担や同意を求めずに農地区画整備とこれに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を一体的に行う基盤整備事業です。
- ・ 事業実施地域については、県が各市町村・地域の農地や担い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定されます。

○ 留意事項について

- ・ 機構関連事業対象農用地等に係る農用地区域からの除外(農地転用)については、機構の借受期間が満了し除外要件等を満たす場合に限り可能です。
- ・ 機構関連事業が行われた農用地等の所有者が機構への貸付けを、自らの都合で一方的に解除した場合は、特別徴収金(工事に要した費用の全部)が徴収されます。

本説明は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)に基づき、機構関連事業の実施の有無にかかわらず、機構が農用地等を借り受けるに当たって、当該農用地等の所有者及び貸付けの相手に対して必ず行わなければならないこと(法律に基づく義務)とされています。

令和 年 月 日
(説明者)
沖縄県農地中間管理機構

上記の内容について説明を受けました。

(所有者)
氏名

機構関連事業について

○ 農地中間管理機構関連土地改良事業について

農地中間管理機構関連土地改良事業(土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業をいいます。以下「機構関連事業」といいます。)は、農地中間管理機構が借り入れている農用地等を対象に、農用地等の所有者や貸付けの相手方の申請によらず、県が農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備を行う事業です。機構が貸付けた農用地等については、機構関連事業が行われることがありますので、その内容について説明します。

○ 機構関連事業の内容について

- ・ 機構関連事業は、県が事業実施主体となって、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担や同意を求めずに農地区画整備とこれに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を一体的に行う基盤整備事業です。
- ・ 事業実施地域については、県が各市町村・地域の農地や担い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定されます。

○ 留意事項について

- ・ 機構から借り受けている農用地等を目的外用途に使用等した場合には、特別徴収金(工事に要した費用の全部)が徴収されます。

本説明は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)に基づき、機構関連事業の実施の有無にかかわらず、機構が農用地等を貸し付けるに当たって、当該農用地等の所有者及び貸付けの相手に対して必ず行わなければならないこと(法律に基づく義務)とされています。

令和 年 月 日
(説明者)
沖縄県農地中間管理機構

上記の内容について説明を受けました。

(借受者)
氏名

遊休農地解消確約書

公益財団法人
 沖縄県農業振興公社理事長 殿
 (沖縄県農地中間管理機構)

令和 年 月 日

申請者 住所

氏名

印

下記の遊休農地の借受について、以下のとおり確約します。

記

1. 農地の所在 市町村名: _____

農用地等の所在			地目	面積(m ²)
大字	字	地番		

2. 機構が借受する上記の遊休農地について、確実に借入し、また自ら伐開して耕作に供することを約束します。

土地附属物に関する確認書

農地中間管理事業での賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける土地に係る附属物の内容並びに原状回復及び収去の条件等については、下記のとおりである。

本確認書に記載されている附属物の原状回復及び収去の義務は、農地借受者（以下「借受者」）が農地所有者（以下「所有者」）に対して直接負うものとし、借受者及び所有者は、沖縄県農業振興公社（以下「公社」という）に、その義務を負わせないものとする。

記

1 附属物設置土地（既設及び新設）

土地 番号	土地の所在	備考

2 附属物の内容及び原状回復等

(1) 既に附属物が設置されている場合

土地 番号	既設の附属物名 (台数、規模等)	設置 時期	借受時		具体的な状況	返還時				
			破損等 の有無	修繕 交換		収去		具体的な 収去方法等		
					有	無	要		不	要
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

(2) 附属物を新設する場合

土地 番号	新設する附属物名 (台数、規模、農地造成等)	設置者の 収去義務		設置 時期	収去 時期	具体的な 収去方法等
		要	不			
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

※ 借受者は、(2)の内容がわかる資料（図面や配置図等）を提出すること。ただし、事前に資料が提出できない場合は、設置計画ができ次第、速やかに提出することとし、附属物設置の着手前に設置内容について所有者の同意を得ること。

※ 借受者は、附属物の設置後、写真等設置状況等がわかる資料を提出すること。

3 その他附属物に関する契約等

附属物名	内容	備考

4 その他の確認事項

- (1) 農地法及び農振法等の関係法令による許可が必要な場合は、必ず設置場所所管の農業委員会又は市町村に確認のうえ、必要な許認可、届出、用途の変更等を得たうえで設置すること。
- (2) 既設の附属物の修繕については、所有者及び借受者の間で協議の上、合意することとし、公社は当該附属物の修繕に関与しないものとする。
- (3) 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける土地の契約期間の更新又は再契約時には、当該土地に係る附属物について、新たに確認書の締結を行うこと。
- (4) 附属物（本確認書に記載されている附属物を含む。）の原状回復及び収去の義務について、所有者及び借受者は、公社にその義務を負わせないものとする。
- (5) なお、本同意書に定めのない事項及び本同意書に疑義が生じたときは、民法の規定に従いつつ、所有者と借受者が協議して決める。

上記の確認事項を証するため、この確認書2通を作成し、所有者及び借受者は署名又は記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

農地所有者 住 所
氏名又は法人名
(代表者名)
連絡先

Ⓜ

農地借受者 住 所
氏名又は法人名
(代表者名)
連絡先

Ⓜ

農用地等の利用状況報告書

(市町村経由)

年 月 日

公益財団法人 沖縄県農業振興公社理事長 殿

住 所

氏 名
(名 称)

印

利用権設定（公社→耕作者）の定めるところにより貸借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況について、下記のとおり報告します。

1. あなたが公社より借り入れている農用地等の所在及び現在の利用状況について
(筆数が多い場合は別紙)

No.	所在・地番	地目	面積 (m ²)	現在の利用状況	備考
1		畑			
2		畑			
3		畑			
4		畑			
5		畑			
6		畑			

2. 未利用の農用地等がある場合は、筆ごとの理由及び今後の見通しについて

No.	所在・地番	未利用の理由	今後の利用見通し (合意解約の意向を含む)
1			
2			
3			
4			
5			
6			

3. 直近3年間の生産物の出荷実績及び経営収支がわかる書類

沖 農 公 第 号
 令 和 年 月 日

〒
 住所

氏名 殿

公益財団法人 沖縄県農業振興公社
 理事長名

農地中間管理事業に係る農用地等の利用状況報告書の提出について

拝啓 時下貴殿におかれましては益々ご清祥のこととお喜びを申し上げます。
 当公社と貸借契約しております以下の農地について、農地中間管理事業の推進に関する法律第21条に基づき、お貸しした農地の利用状況について報告を求めることができることとされています。
 つきましては、別添の記入例を参考に提出様式にご記入いただき、〇〇市町村まで直接ご持参いただくか、または同封した返信用封筒にてご提出くださるようお願いいたします。
 ご記入に際してご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

記

1 沖縄県農業振興公社と貸借契約している農地の所在

No.	所在
1	
2	
3	
4	
5	
6	

2 添付資料

農用地の利用状況報告書（記入様式）
 農用地の利用状況報告書（記入例）
 返信用封筒

3 報告締め切り

令和 年 月 日 到着厳守

4 その他

報告が遅れる場合は必ず電話連絡すること。

お問合せ先
 公益財団法人沖縄県農業振興公社
 （沖縄県農地中間管理機構）
 〇〇地区担当駐在員
 TEL

沖 農 公 第 号
令 和 年 月 日

市町村長 殿

公益財団法人 沖縄県農業振興公社
理事長名
(公印省略)

農地中間管理事業に係る農用地等の利用状況報告書の提出について

農地中間管理事業の推進につきましては、平素から格別のご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

みだしのことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第21条第1項及び法施行規則第17条第1項に基づき、下記のとおり貸付者あて利用状況報告書の提出を求めたところであります。

つきましては、貸付者より市町村に利用状況報告書の提出がありましたら、原本を当公社までご提出いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 利用状況報告書の提出が必要な貸付者

貸付者氏名

2 利用状況報告の対象となる農地の所在

No.	所在
1	
2	
3	
4	
5	
6	

2 添付参考資料

貸付者へ送付した文書（写）

貸付者へ送付した農用地の利用状況報告書（記入例）

お問合せ先
公益財団法人沖縄県農業振興公社
(農地中間管理機構)
〇〇地区担当駐在員
TEL

沖 農 公 第 号
 令 和 年 月 日

農業委員会会長 殿

公益財団法人 沖縄県農業振興公社
 理事長名
 (公 印 省 略)

農地中間管理事業に係る農用地等の適正利用について

平素より、農地中間管理事業の推進にあたり、ご協力いただき感謝申し上げます。

さて、当公社と貸借契約しております下記の農用地について、近隣より遊休地になっているとの通報があり、現地確認したところ適正に利用していないおそれがあると判断しました。

つきましては、当該農用地の農業上の増進を図るために必要な指導を行っていただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 沖縄県農業振興公社と貸借契約している農用地等の所在

No.	所在
1	
2	
3	
4	
5	
6	

2 借受者

氏名
 住所

お問合せ先
 公益財団法人沖縄県農業振興公社
 (農地中間管理機構)
 ○○地区担当駐在員
 TEL

農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等

1 農地法その他の農業に関する法令

(1) 農地法 (昭和 27 年法律第 229 号)

違反の対象となる規定	違反の有無
①第 3 条 (農地又は採草放牧地の権利移動の制限)	有 ・ 無
②第 4 条 (農地の転用の制限)	有 ・ 無
③第 5 条 (農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)	有 ・ 無
④第 42 条 (措置命令)	有 ・ 無
⑤第 51 条 (違反転用に対する処分)	有 ・ 無

(2) 農業振興地域の整備に関する法律 (昭和 44 年法律第 58 号)

違反の対象となる規定	違反の有無
① 第 15 条の 2 (農用地区域内における開発行為の制限)	有 ・ 無
② 第 15 条の 3 (監督処分)	有 ・ 無

(3) 種苗法 (平成 10 年法律第 83 号)

違反の対象	違反の有無
育成者権又は専用利用権の侵害 (第 20 条及び第 25 条参照)	有 ・ 無

(4) 農薬取締法 (昭和 23 年法律第 82 号)

違反の対象となる規定	違反の有無
第 24 条 (使用の禁止)	有 ・ 無

2 1で「有」の場合

違反の時期	内容

3 過去に権利取得後の農地等を耕作又は養畜の事業に供することなく、取得後 3 年以内に他者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものにする行為を行ったかの有無等

該当の有無	行為の時期	内容	理由
有 ・ 無			

年 月 日

農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けるに当たり、農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等について、上記のとおり申告します。

氏名又は名称

(自署署名) ※法人、団体においては記名押印可

(記載要領)

- 1 1の(1)及び3については、申告の日から起算して過去3年分の状況を記載してください。
- 2 1の(2)、(3)及び(4)については、申告の日現在の状況を記載してください。

参考様式

農政課→農業委員会

参考様式 1

〇〇農政第〇〇号
令和〇年〇月〇日

農業委員会会長 殿

農政課課長

農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見決定について（依頼）

みだしの件について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規程に基づき別添（案）を提出しますので、下記について確認し意見書を提出くださいますようお願いいたします。

記

1. 地域計画の達成に資するものであること
2. 受け手の適正性
 - ・貸付後も全農地を効率的に利用すると認められること。
 - ・貸付後も農作業に常時従事すると認められること（年間150日未満であっても作物に応じた必要な農作業常時従事日数である）。
 - ・経営作物に応じた機械や施設等の資本装備を備えていること。
 - ・農用地等の貸付けにより農業経営の規模の拡大、農用地の集団化又は新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等が図られること
3. 農地貸借の適正性
 - ・農地が農地法及び関係法令に照らし合わせて問題がないこと。

以上

農業委員会→農政課

参考様式2

農 委 ○ 第 号
令和 年 月 日

市町村長 殿

農業委員会会長

農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見決定について（回答）

令和○年○月○日付け、農政第○○号で依頼のあった農用地利用集積等促進計画案について、地域計画の達成に資するものであり、受け手の適正性、農地貸借の適正性について問題がないことを確認し、異議はないためその旨回答します。

記

意見決定日：令和○年○月○日

※その他、出し手・受け手等の内容で必要な事項記載

以上

貸付希望農用地等の沖縄県農地中間管理機構(沖縄県農業振興公社)への登録申出書

線内をご記入ください。

	申出人(窓口等での記入者)		登記名義人 (土地所有者が申出人と異なる場合や共有名義の場合)	
住所	〒 -		〒 -	
フリガナ 氏名 (法人名・ 代表者名)	(登記名義人との続柄:)			
生年月日	大・昭・平 年 月 日	(自署の場合は押印不要)	(自署の場合、登記名義人が故人の場合は押印不要)	
電話番号				
貸付希望 の理由	非農家のため・県外、島外にいるため・農業を引退したい・契約更新したい 機構を通してきちんと契約したい・その他()			
立会人 (家族連絡先)	氏名	続柄	住所	〒 -
			電話番号	

※契約者が80歳以上の場合はご家族の連絡先の記入が必要です。

私は、以下の事項を承諾の上、沖縄県農地中間管理機構(以下「機構」)へ、別記農用地等(参考様式3-2のとおり)を貸付希望地として登録を申請します。

- 1 農用地等の借受者の選定については、市町村に一任します。
- 2 機構に農地中間管理権が設定されるまでの間は、自ら農用地等を管理します。
- 3 本申出書に記載の事項は、機構事業実施のため、必要に応じて機構事業に関係する機関、団体、個人へ情報開示されることに異義はありません。
- 4 借受希望者が見つからないと見込まれる場合、農地中間管理権が設定されないことについて同意します。
- 5 農地中間管理権が設定された農用地等について、次に該当したときは、機構との契約を解約することについて同意します。
 - ①農地中間管理権の設定後、6か月以内に機構が借受予定者と契約できなかったとき
 - ②借受者と機構が利用権に係る契約を解約した場合、解約日から6か月以内に次の借受希望者が見つからなかったとき

【留意事項】

- (1) この登録による有効期間は、原則2年です。
登録後、借受希望者が見つかった場合以外は、原則として申出人及び名義人への連絡は行いません。
- (2) 貸付希望農用地等に係る情報については、借受希望者とのマッチングのため、関係機関(市町村・農業委員会等)で情報共有されます。
- (3) 今後、この内容をもとに現地確認等を行ったうえで、機構(沖縄県農業振興公社)が借りることができる農地かを判断することになります。
この用紙は契約を保証するものではありませんので、ご了承ください。

受付対応者 記入欄	受付機関		対応者	
	受付日		受付番号	
<input type="checkbox"/> ←(説明後は✓)上記の内容について、申出人に説明しました。				

農地中間管理機構への貸付希望農用地等一覧

線内をご記入ください。

申込人氏名:

番号	農用地等の所在			登記名義人	農用地等の内容		貸付希望年数 (年)	希望賃料単価 ※単位に○ (円/㎡) (円/坪)	農用地等の状況	特記事項
	市町村	大字	字		地番	面積 (㎡)				
1									現耕作者あり 遊休地 構築物あり 構築物設置可 作目限定 賦課金(特別・経常・水管理) 未相続 共有名義 抵当権 仮登記 白地区域	※構築物名、現耕作者名、 指定作目...等々の状況、 その他特記事項を記入
2									現耕作者あり 遊休地 構築物あり 構築物設置可 作目限定 賦課金(特別・経常・水管理) 未相続 共有名義 抵当権 仮登記 白地区域	
3									現耕作者あり 遊休地 構築物あり 構築物設置可 作目限定 賦課金(特別・経常・水管理) 未相続 共有名義 抵当権 仮登記 白地区域	
4									現耕作者あり 遊休地 構築物あり 構築物設置可 作目限定 賦課金(特別・経常・水管理) 未相続 共有名義 抵当権 仮登記 白地区域	
5									現耕作者あり 遊休地 構築物あり 構築物設置可 作目限定 賦課金(特別・経常・水管理) 未相続 共有名義 抵当権 仮登記 白地区域	

注意事項

- 1 市街化区域内にある農地は借受できません。(不明の場合は市町村農政担当課へご相談ください)
- 2 申し出る農地の事数が様式を超える場合は、別葉にして新しい受付番号を振ってください。
- 3 様式の変更は行わないでください。

農業者年金の受給状況(該当する事項に○)

※10年未満の貸付については、**農業者年金が満額または支給停止**となる場合があります。**農業委員会に必ず確認**してください。

受給なし 受給あり(申出人 ・ 登記名義人)

貸付希望農用地等に係る農地情報の開示、提供の意向について(①、②の質問について、いずれかに✓をご記入ください)

※情報開示を行う範囲は、農用地等の所在など「農地の情報」に係る部分のみです。申出者に係る個人情報の開示は開示しません。

① 借受希望者が見つかるまでの間、「貸付希望農用地等に募集看板を設置すること」について

同意する 同意しない

② 借受希望者が見つかるまでの間、「地域計画策定のための話し合いの場」に「農地情報を提供」することについて

同意する 同意しない

** ご記入ありがとうございました **

受付機関	受付日	受付No.

地域外借受希望者情報収集様式

調査日：令和 年 月 日

1 借受希望者の概要

☆ 氏名 (法人名・代表者名)	(ふりがな)		
住所	〒		
生年月日(個人)	昭和・平成	年	月 日 (才) (男・女)
法人の場合	設立年月日	構成員数	名
連絡先	電話 ()	携帯	

*新規就農の場合記入してください

研修の有無	(有 無)	研修先 ()
研修期間	平成・令和	年 月 ~ 平成・令和 年 月

2 借受希望の内容

☆ 希望地域	【市町村名： 地域名： 】		
	※貴方の現在の農業経営市町村と今回の希望市町村との確認です。該当に○をつけてください。		
	ア 希望市町村内の農業者	イ 希望市町村外の農業者	ウ 新規参入希望者
☆ 農用地等の種別	条件	借受規模	m ²
遊休農地	荒れた農地(遊休農地)でも現場を確認した上で、独自で解消する意思がありますか		有・無
☆ 作付計画	※借受希望地域での作付計画(作物の種別)を記入ください。(例:さとうきび、野菜、キク、マンゴー、パイン、牧草など)		
借受期間	年		
借受理由	※該当する事項に○又は記入ください。 ア 規模拡大 イ 経営農地の集約化 ウ 新規参入 エ その他 []		
(借受後)ハウスなどの施設の設置予定			
その他希望	※その他希望があれば記入して下さい (例:キクの電照をしたい、パイン栽培に適した土壌であること等)		

3 借受希望者の農業経営状況(新規就農者・新規参入者については記入不要)

現在の経営規模	所有地	m ²	借受地	m ²	計	m ²
	市町村名		市町村名			
主な作付作物		m ²		m ²		m ²

4 借受希望者の現在の状況 ①~⑥のうち該当するものに○をつけ、()内には認定等を受けた市町村名を記入してください。(複数に○をつけても可。例:①と②に○をつける など)

①「人・農地プラン」に掲載の地域の中心経営体	②認定農業者	③認定新規就農者	④基本構想水準到達者
⑤新規参入者(企業参入含む)	⑥ ①~⑤に該当しない者		
①~④の場合は認定等を受けた市町村名 ()			

※確認事項

該当に○をお願いします	関係機関での借受希望者情報の共有について	同意する ・ 同意しない
-------------	----------------------	--------------

要望事項等(具体的にあれば記入ください)

--

- ※ 中間管理機構による農地の借受にあたっては、☆印箇所は必ずご記入されますようお願いいたします。
- ※ ご記入頂いた地域外借受希望者情報は関係機関(市町村、農業委員会、円滑化団体等)で情報共有しますのでご了承下さい。ご了承頂ける方は、上記の確認事項の欄の同意するに○をお願いします。同意頂けない場合は同意しないに○をお願いします。その場合、本書類を提出されても、受付は取消しになりますのでご了承下さい。
- ※ 当調査は借受希望者の情報や意向を適切に把握するための情報を収集し、その内容を市町村等と共有することを目的としており、希望どおりの借受を約束するものではありません。

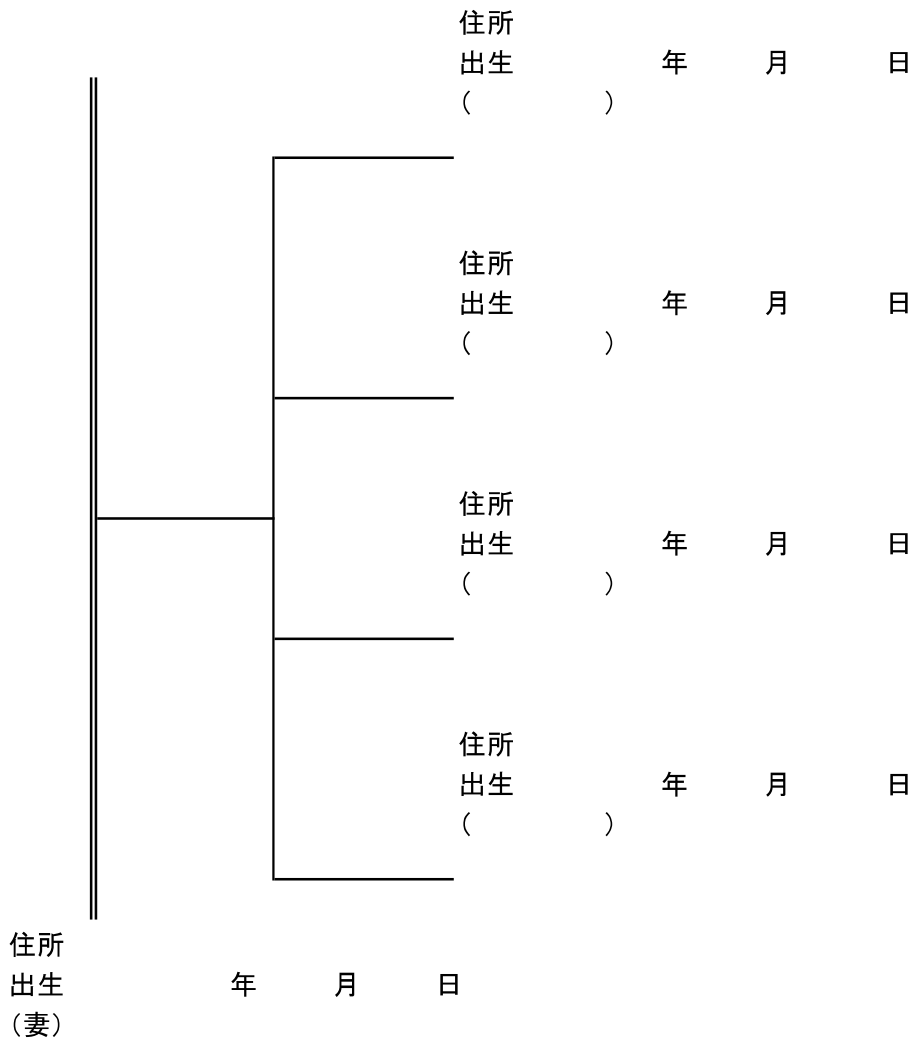
被相続人 _____

相続関係図

最後の住所 _____

最後の本籍 _____

出生 年 月 日
死亡 令和 年 月 日
(被相続人)



作成日 : 令和 年 月 日
作成者 :

参考様式 6

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第三号ロに基づく
業務執行役員等について

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第三号ロに基づき、業務執行役員等として下記の者が重要な使用人として弊社の行う耕作の事業に関する権限及び責任を有していることを証します。

記

- 1 会社名 :
- 2 役職及び氏名 :
- 3 事業を行う場所 : 沖縄県内
- 4 その他 : 農用地利用集積等促進計画のとおり

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

印

代表者選任同意書兼委任状

令和1年5月1日

公益財団法人 沖縄県農業振興公社 理事長 殿

父親名義の土地で、子供が5人。父母とも死亡。
4 / 5 の同意ありの場合。

【代表相続人】

ふりがな	のうち いちろう		被相続人との続柄	持ち分
氏名	農地 一郎		長男	1 / 5
住所	南風原町字本部453-3			
生年月日	S50.1.1	電話番号	×××-××××	

R6.9.1
電話確認
(職員氏名)

余白に確認した日時と担当者氏名を記載する

下表の被相続人名義に係る農用地等の利用権等については、関係相続人で協議の結果、相続人が確定するまでの間、上記の者を代表相続人として同意します。

なお、相続人の同意は、持ち分の「□全同意・□過半同意」であることに相違ありません。

また、農用地等の貸借契約及び変更・解約、書類の受取、貸付代金請求並びに受領について一切の権限を代表相続人に委任し、相続人間の問題が生じた場合には、代表相続人の責任において解決いたします。

【被相続人】

氏名	農地 太郎	死亡年月日
住所	南風原町字本部453-3	H30.1.1

【農用地等の所在、面積等】

市町村	大字	小字	地番	面積 (㎡)	備考
南風原町	本部	〇〇	400番	1,000	

【同意及び委任者】 ※代表相続人以外の相続人を記載してください。相続人ご本人の自署でない場合は、実印を使用し、「印鑑登録証明書」の提出が必要となります。

相続人氏名(自署・捺印)	住所	被相続人との続柄	持ち分
農地 次郎	〇〇〇〇	次男	1 / 5
農地 三郎 	△△△△	三男	1 / 5
農地 四郎	□□□□	四男	1 / 5
印			

R6.9.1代表者に確認済み
(職員氏名)

※重要【必要書類】 ①相続関係図 ②被相続人の戸籍謄本(写)及び原戸籍(写)を提出してください。

更新時に代表者に連絡したところ、
三男が死亡していたが、過半の同意がある場合。